

豊田市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(給付の対象者)

第2条 紿付の対象者は、本人又は保護者が本市に住所を有し、日常生活を営むのに支障があり、在宅で介護等の便宜を必要とする児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等とする。（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）

ただし、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者に限る。

(給付の対象となる用具)

第3条 紿付の対象となる用具の種目、対象となる状況、性能及び基準額は、日常生活用具給付基準表（別表第1）によるものとする。ただし、用具の給付を受けようとする者が同表に定める基準額（以下「基準額」という。）を超える価格の用具を購入する場合において、当該基準額を超える部分の金額（以下「基準超過額」という。）を自ら負担するときは、当該用具を給付の対象とすることができます。また、購入しようとする用具の価格が別表第2に定める自己負担すべき額（以下「自己負担額」という。）を超えない場合には、当該用具を給付の対象としない。

2 用具の中には、診療報酬の対象となるものもあるが、当該用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて給付の対象とすることができます。3 用具の中には、当該用具を使うために付属品が必要な場合があるが、当該付属品については、その付属品がないと当該用具が機能しないといった場合においてのみ、当該用具とともに給付することができ、付属品のみの給付は認められない。

(給付の申請)

第4条 用具の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（第1号様式）に次の書類を添付し、保健所長に申請しなければならない。

- (1) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- (2) 用具の見積書
- (3) その他保健所長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、原則として、用具の給付を希望する対象者の保護者が行うものとする。

(給付の決定)

第5条 保健所長は、前条第1項の規定による申請があったときは、申請者及びその属する世帯の状況等を世帯調査書（第2号様式）により調査し、給付の要否を決定するものとする。

2 保健所長は、申請者に対し、給付の決定をしたときは小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書（第3号様式）により通知するとともに小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券（第4号様式。以下「給付券」という。）を交付する。申請を承認しないときは小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付不承認通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(給付の制限)

第6条 日常生活用具の給付は、同一の種目について1回、同一年度について3種目を限度とする。ただし、保健所長が特に必要と認める場合を除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、紫外線カットクリーム、ストーマ装具（畜便袋及び蓄尿袋）及び人工鼻については給付回数の制限を設けず、同一年度内に基準額に達するまで購入可能とする。
- 3 申請者が本市への転入者であり、転入前において他市町村から用具の給付を受けている場合は、同一の種目については給付しないものとする。ただし、紫外線カットクリーム、ストーマ装具（畜便袋及び蓄尿袋）及び人工鼻については給付できるものとする。なお、同一年度内の転入時にすでに給付を受けている場合は除く。

(費用の負担)

第7条 保健所長は、第5条第2項の給付の決定（以下「給付の決定」という。）を受けた者（以下「受給者」という。）が購入した用具の価格から自己負担額を控除した金額を、第3条ただし書きの規定によりその価格が基準額を超える用具を購入した受給者については、基準額から自己負担額を控除した額を負担する。

(給付に係る手続)

第8条 受給者は、用具を納入する業者に対し、保健所長が定める日までに給付券を提出するとともに、自己負担額及び基準超過額（第3条ただし書きに規定する場合に限る。）（以下これらを「受給者が支払うべき額」という。）を当該用具が納入される時までに直接支払わなければならない。

- 2 市長は、業者が受給者に用具を納入したときは、その検収を行った後に当該業者の請求に基づき、用具の価格から受給者が支払うべき額を控除して得た額を当該業者に支払うものとする。

(用具の管理)

第9条 受給者は、給付の決定を受けて購入した用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 保健所長は、受給者が前項の規定に違反したと認めるときは、第7条の規定により保健所長が負担した額の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第10条 保健所長は、給付の決定に係る用具については、日常生活用具給付台帳（第6号様式）を備え、必要な事項を記載しておくものとする。

(施行の細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、保健所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月15日から施行する。

別表第1（第3条関係）

日常生活用具給付基準表

種 目	対 象 者	性 能 等	基 準 単 價(円)
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる。)	(便器) 4,810
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	21,170
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペタルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	163,300
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	166,320
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏ましたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	64,800
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	97,200
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	72,360
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,200
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏ましたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	76,030
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,130
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	60,910
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	21,600
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	40,820
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	38,880
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	170,100

ストーマ装具 (蓄便袋)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	111,460
ストーマ装具 (蓄尿袋)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	146,450
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	126,360

備考

基準額は、基準単価に数量を乗じた額とする。

別表第2(第3条関係)

自己負担額基準表

世帯階層区分		自己負担額	
		単位基準額 (円)	加算基準額 (円)
A	<u>生活保護法</u> （昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給を含む。）及び <u>中国残留邦人等の円滑な帰国</u> の促進並びに永住帰国した <u>中国残留邦人等</u> 及び <u>特定配偶者の自立の支援に関する法律</u> （平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0
B	A階層を除き当該年度分の <u>市町村民税非課税世帯</u>	1,100	110
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その <u>市町村民税の額</u> の区分が次の区分に該当する世帯	2,250	230
C 2		2,900	290
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その <u>所得税の額</u> の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額2,400円以下	350
D 2		2,401円～4,800円	380
D 3		4,801円～8,400円	430
D 4		8,401円～12,000円	470
D 5		12,001円～16,200円	550
D 6		16,201円～21,000円	630
D 7		21,001円～46,200円	810
D 8		46,201円～60,000円	940
D 9		60,001円～78,000円	1,160
D 1 0		78,001円～100,500円	1,380
D 1 1		100,501円～190,000円	1,790
D 1 2		190,001円～299,500円	2,200
D 1 3		299,501円～831,900円	2,620
D 1 4		831,901円～1,467,000円	4,040
D 1 5		1,467,001円～1,632,000円	4,250
D 1 6		1,632,001円～2,302,900円	5,150
D 1 7		2,302,901円～3,117,000円	6,130
D 1 8		3,117,001円～4,173,000円	7,190
D 1 9		4,173,001円以上	全額 左の単位基準額10%。ただし、その額8,560円に満たない場合は8,560円

備考

1 自己負担額の決定の特例

- ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の対象者が、同時に別表第2の自己負担額基準表の適用を受ける場合は、単位基準額の最も多額な対象者以外の対象者については、同表に定める加算基準額によりそれぞれ算定するものとする。
- イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- ウ 対象者に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該対象者の扶養義務者がないときは、自己負担額の決定は行わないものとする。ただし、対象者本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて自己負担額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

（1）認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養しているもののうち、当該対象者の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものとする。

（2）認定の基礎となる用語の定義

- ア 「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と対象者が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は対象者と同一世帯に属しているものとする。
- イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、対象者と世帯を一にしない扶養義務者については、現に対象者に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。
- ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徵収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年度法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条第1項の規定は適用しない。）、

地方税法により賦課される市町村民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

（3）徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「自己負担額基準表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4 保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると保健所長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書

豊田市保健所長 様

年 月 日

申請者 住所

氏名

印

対象者との続柄

電話番号

—

下記のとおり、日常生活用具の給付を申請します。なお、この申請に当たり日常生活用具給付に関わる事項について、必要不可欠な範囲で、貴職が関係機関から情報収集を行い、関係機関へ情報提供を行い、又は関係機関を訪問することを了解します。また費用の徴収額を算定するため、世帯構成員の市民税等に係る公簿を閲覧する権限を貴職に委任します。

記

対象者	住 所	1 申請者と同じ 2 豊田市				電話番号	—
	氏名等	年 月 日生(歳)				男・女	
	疾病名						
給付を希望する理由							
給付を受けたい用具の名称				希望する形式等			
給付上特に希望する事項							
世帯員の状況	氏 名	対象者との続柄	生年月日	職 業	個人番号		
世帯区分	生活保護世帯・その他の世帯						
住居の状況	住 宅	1 自 宅 2 貸 貸 (貸主の諾否)	浴 槽	1 和 式 2 洋 式 3 な し	便 器	1 和 式 2 洋 式 3 簡易便器	4 その他
現在の介助の状況	入 浴	1 介助必要 2 清拭 3 入浴・清拭なし 4 自立	排 泄	1 和式・洋式(介助・自立) 2 簡易【ポータブル】便器(介助・自立) 3 その他	移 動	1 車椅子使用 2 介助必要(一部・全部) 3 自立	
備 考							

第2号様式(第5条関係)

世 帯 調 査 書					申請番号 第 号		
					申請日 年 月 日		
申請者氏名				生年月日	年 月 日		
住 所							
世 帯 員 の 状 況	氏 名	続柄	職業	市民税課税の有無		前年分の所得税額	備 考
				均等割	所得割		
世 帯 区 分	1 被保護世帯又は市民税非課税世帯 2 所得税非課税世帯 3 所得税課税世帯 (所得税 円) (階層)						
徴収基準額又は加算基準額 円 (× = 円)							
自己負担額 円							

上記のとおり確認しました。

年 月 日

豊田市子ども家庭課 調査者

印

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

様

豊田市保健所長

年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の給付につきましては、下記のとおり決定したので通知します。

記

給付番号	第 号	給付決定年月日		年 月 日	
受給者氏名					
給付する 用具名 (型式等含む)		納入業者名			
		納入業者 の所在地			
価 格	円	受給者が支 払うべき金額	円	市が負担 する額	円
注意事項	<p>1 用具は、受給者の当該世帯の生計の中心となる者の能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされる額については、必ず用具を受け取る前に業者に支払ってください。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しないでください。</p> <p>3 2に違反した場合には、その費用の全部又は一部を返還してもらうこととなります。</p>				

第4号様式(第5条関係)

小児慢性特定疾患児童等日常生活用具給付券				
給付番号	第 号	給付決定年月日	年 月 日	
受給者氏名		生年月日	年 月 日生	
受給者住所				
給付する用具名	価格	生計中心者が支払うべき額	市が負担する額	
	円	円	円	
この券の有効期限	年 月 日	業者の支払請求期限	年 月 日	
納入業者名		納入業者 の所在地		
上記のとおり決定する。 年 月 日 豊田市保健所長				
業者の納入 した日	年 月 日	保護者 氏 名	(印)	受給者 との続柄
受給者から 受領した金額	円	左記金額を受領 した者の氏名		
		受領した日	年 月 日	
検 収 者	職氏名 (印)			

注1 用具を受領した者は、「保護者氏名欄」に記名・押印するとともに、「受給者との続柄欄」に続柄を記入した後、この券を納入業者にお渡しください。

2 用具を受領した者は、納入時に「生計中心者が支払うべき額」欄に記載された金額を納入業者にお支払ください。

第5号様式(第5条関係)

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付不承認通知書

年　　月　　日

様

豊田市保健所長

印

年　　月　　日付けで申請のありました小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請につき
ましては、下記の理由により認められませんので、通知します。

記

対象者氏名

理　　由